

国立公園レンジャー



ちょっと待ってその **行為!**

法律違反かも?!

自然公園法

- 富士山の北麓の富士五湖地域(富士河口湖町・鳴沢村・西桂町など)は、国立公園に指定されています。
- 建築物の新・改・増築や木の伐採など様々な**行為**が規制されています。

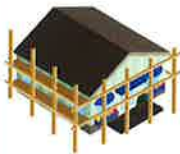


許可を受けずに**行為**に着手実施した等、法に違反すると…
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金になる場合があります

規制の対象になる**行為**の調べ方

STEP ① 以下の表で、規制の対象になる**行為**(例)をチェック

※表は特別地域に限定した内容です。



建築物の新築・改築・増築

家や倉庫などの建築物の新築・改築・増築のほか、小さな建築物、小規模な工事(デッキの増築等)でも対象となります。内装工事、修繕等は対象外です。



木竹の伐採

1本の伐採から規制の対象です。危険木、枯損木の伐採であっても事前相談をお願いします。なお、自宅の庭は許可なしで伐採が可能です(他法令がかかる場合がありますので、自治体にご相談ください)。



工作物の新築・改築・増築

柵、門、自転車置き場、塔、車道、物置、栈橋など、大きさに関係なく対象となります。テント、コンテナなど一時的に設置するもの(仮設物)も規制の対象になります。



看板、誘導標識等の広告物の設置

敷地内へ看板を設置する、道路脇にお店への誘導標識を設置するなど。のほり旗等小さいものや記念碑等でも対象となります。建物の壁面に掲げる看板でも規制の対象となることがあります。



屋根、壁面、へい等の色彩の変更

工作物(建築物含む)の改築としての扱いになり、規制の対象になります。



土地の形状変更

土地を開墾して田畑にする、住宅地や駐車場などを造成する、低地に土砂を入れる等の行為が規制の対象となります。



太陽光パネルの設置

家や工場の屋根に設置する場合は、建築物の増築、野立ての場合は工作物の新築として、大きさに関わらず規制の対象になります。

その他申請の必要な行為

- 土石の採取(鉱物の掘採、ボーリング等を行う場合)
- 土石、廃棄物等指定物の集積、貯蔵
- 高山植物等の採取、損傷
- 本栖湖におけるモーターボート等の動力船使用

STEP ② 裏面の地図で**行為**を予定している場所をチェック!

STEP ③ 行為場所の自治体の自然公園法担当へ相談

他法令も一緒にご相談ください。

お問い合わせ先

富士河口湖町環境課 ☎0555-72-3169
 鳴沢村企画課 ☎0555-85-2312
 西桂町産業振興課 ☎0555-25-2121



⑥ リーフレットのダウンロード等詳細は、<http://www.env.go.jp/park/fujihakone/attention.html>










地域の宝である美しい景色を守るため、みなさまのご協力をお願いします。



富士山北麓(河口湖・西湖周辺)の国立公園地種区分図

【注意事項】 ※本地図は既存地図画像に目印ポイントを追加したものであり、見にくい場合があります。 ※既存地図は次のホームページをご確認ください。 http://www.env.go.jp/park/fujinakone/intro/files/park_1.pdf

保護計画凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
	国立公園境界
	乗入れ規制地域

